三　複写機に係る保証の範囲及び責任の所在に関すること。
四　複写機に記録されている情報の削除等の取扱いに関すること。
2　修理事業者は、前項各号に掲げる事項の記録を作成し、適切な期間保存するものとする。
（準用）
第十三条　第四条、第五条及び第七条の規定は、修理事業者に準用する。この場合において、第四条中「前三条」とあるのは「第八条から第十条まで」と読み替えるものとする。
第三章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項
第十四条～第十七条　（略）
第四章　賃貸事業者の判断の基準となるべき事項
（事前評価）
第十八条　輸入販売事業者は、自ら輸入した複写機の販売に際して、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、第十四条から第十六条までに規定する取組について、あらかじめ複写機の評価を行うものとする。
（準用）
第十九条　第四条及び第七条の規定は、輸入販売事業者に準用する。この場合において、第四条中「前三条」とあるのは「第十四条から第十六条まで」と読み替えるものとする。
第四章　賃貸事業者の判断の基準となるべき事項
（原材料の工夫）
第二十条　複写機の賃貸の事業を行う者（以下「賃貸事業者」という。）は、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、駆動装置、露光装置、給紙・搬送装置及び定着装置への汚れるおそれが少ない原材料又は清掃が容易な原材料の使用その他の措置がなされた複写機を賃貸するものとする。
（構造の工夫）
第二十一条　賃貸事業者は、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化その他の措置がなされた複写機を賃貸するものとする。
2　賃貸事業者は、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、複写機の駆動装置、露光装置、給紙・搬送装置及び定着装置について、取り外す際に損傷するおそれが少ない構造及び汚れるおそれが少ない構造又は清掃が容易な構造の採用、寿命の明確化その他の措置がなされた複写機を賃貸するものとする。
（処理に係る安全性の確保）
第二十二条　賃貸事業者は、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮がなされた複写機を賃貸することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。
（事前評価）
第二十三条　賃貸事業者は、複写機の賃貸に際して、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、前三条に規定する取組について、あらかじめ複写機の評価を行うものとする。
2　賃貸事業者は、前項の評価を行うため、複写機の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。
3　賃貸事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

（新設）

第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項
第八条～第十一条　（略）
（事前評価）
第十二条　輸入販売事業者は、自ら輸入した複写機の販売に際して、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、第八条から第十条までに規定する取組について、あらかじめ複写機の評価を行うものとする。
（準用）
第十三条　第四条及び第七条の規定は、輸入販売事業者に準用する。この場合において、第四条中「前三条」とあるのは「第八条から第十条まで」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）